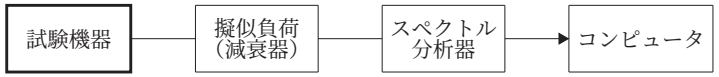
⑵　変調を停止することが困難な場合であって、スペクトル分析器による周波数測定が行える特徴的なスペクトル又は特徴的なディップを観測することができる場合は、シンセサイザ方式の信号発生器の信号を試験信号と同時に又は切り替えてスペクトル分析器で観測し、シンセサイザ方式の信号発生器の周波数を画面上の特徴的なスペクトル又は特徴的なディップの位置に合わせ、その時のシンセサイザ方式の信号発生器の周波数から中心周波数を換算し測定値とすることができる。なお、周波数の換算に用いる値は、特徴的なスペクトル又はディップ周波数と中心周波数の関係が証明できる書面による。

⑶　⑵において、スペクトル分析器による周波数測定が行えるような特徴的なスペクトル又は特徴的なディップの観測が困難な場合は、試験状態として特定のサブキャリアのみを送信する状態又は送信しない状態とすることができる。

四　占有周波数帯

1　測定系統図



2　測定器の条件

スペクトル分析器は、次のように設定する。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	設備規則に規定する許容値の２倍から3.5倍まで
分解能帯域幅	設備規則に規定する許容値の１％以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音より50dB以上高いこと
掃引時間	１サンプル当たり１バースト以上
掃引モード	連続掃引（波形の変動がなくなるまで）
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、占有周波数帯幅が最大となるバースト送信状態とする。

⑵　変調符号は、標準符号化試験信号で変調する。標準符号化試験信号に設定できない場合は、通常運用状態において占有周波数帯幅が最大となる変調符号で変調する。

⑶　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子ごとに通常運用状態において占有周波数帯幅が最大となる変調符号で変調する。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器を２のように設定する。

⑵　表示に変化が認められなくなるまで掃引を繰り返した後、全データについて、dBm値を電力次元の真数に換算する。

⑶　全データの電力総和を求め､「全電力」とする。

⑷　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して「下限周波数」とする。

⑸　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して「上限周波数」とする。

⑹　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5　試験結果の記載方法

⑴　「上限周波数」と「下限周波数」との差を求め、MHz単位で記載する。

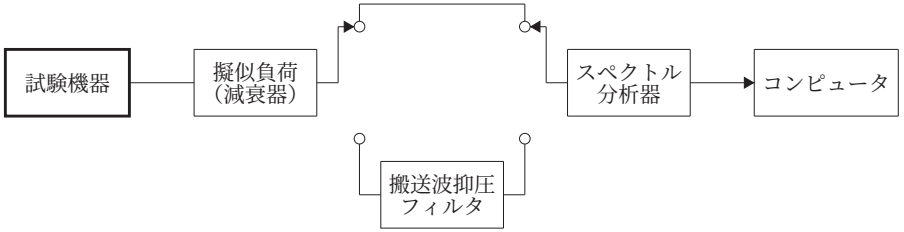
⑵　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値を記載する。

6　その他

複数の空中線端子を有する場合であって、空中線選択方式のダイバーシチ等ですべての空中線端子が同時に電波を発射しない場合は、同時に電波を発射する空中線端子のみの測定とする。この場合において、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合には、すべての空中線端子で測定する。

五　スプリアス発射又は不要発射の強度⑴（スプリアス領域における不要発射の強度）

1　測定系統図



2　測定器の条件

⑴　不要発射探索時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

掃引周波数幅	30MHzから13.5GHzまで
分解能帯域幅	掃引周波数幅1,000MHz未満の場合、100kHz 掃引周波数幅1,000MHz以上の場合、１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	（掃引周波数幅／分解能帯域幅）×バースト周期以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

⑵　不要発射測定時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	不要発射周波数
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	⑵の分解能帯域幅
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

⑶　特定周波数帯（2,505MHzから2,535MHzまで及び2,630MHzから2,655MHzまで。以下この表において同じ。）の境界周波数の近傍の不要発射探索時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

掃引周波数幅	2,505MHzから2,515MHzまで及び2,525MHzから2,535MHzまで ただし、チャネル間隔が2.5MHzの場合は搬送波周波数±6.25MHzから10MHzまでの周波数とする。
分解能帯域幅	30kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

⑷　特定周波数帯の境界周波数の近傍の不要発射測定時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	不要発射周波数(注)
掃引周波数幅	１MHz
分解能帯域幅	30kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度